



りそな銀行アジアニュース

2024年3月1日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「中国の会社法改正について」

2023年12月29日に開催された全国人民代表大会常務委員会において会社法の改正が承認されました。同法案は2024年7月1日に施行され、資本金制度・会社組織(会社設立と撤退制度・登録資本制度の整備、会社組織機構の設置の最適化、支配株主と経営管理者の責任強化)などについて変更するものです。主な変更点は以下の通りです。

1. 資本充実の原則に則った株主出資払込責任の整備

・資本払込の期限の再設定

変更前	資本金の払込期限がない。
変更後	登録資本金は会社の設立日から5年以内の払込が義務付けられた。会社の取締役は出資者の出資状況を確認する義務があり、定款通りに資本金を払い込まない場合、出資者に対し支払い通知を発行する。その出資者がさらに義務を履行しない場合、当該出資者は関連する権利を喪失する。

2. 企業統治制度の多元化

・小規模会社の監事会並びに監事を設置

変更前	有限責任会社の監事会構成員は3名を下回ってはいけない。小規模の会社または株主の人数が少ない会社は監事を1名から2名設置し、監事会は設置しなくてもよい。
変更後	小規模の会社または株主の人数が少ない会社は、監事会を設置せず、監事1名を設置することができ、この監事が監事会の職権を行使することができる。さらに、株主の一致同意を得て、監事を設置しなくてもよい。

・監査委員会設置会社を新設

変更前	一般の有限責任会社と株式会社については規定なし。(ただし、上場会社や国有企業において特別法により監査委員会の設置する制度がある)
変更後	有限責任会社と株式会社が、監事会の職権を行使するため、監事会または監事の代わりに、董事会において、董事から構成される監査委員会を設置できる。

3. 支配株主、董事・監事・高級管理職及び法定代表者の責任制度の整備

・法定代表者の責任

変更前	法定代表者の責任について明確な規定なし。
変更後	法定代表者の業務遂行に際して、他社に損害を与えた場合、会社が責任を負う。その上で、定款・法律の定めに従い、過失のあった法定代表人に賠償を請求することができる。

・董事会の人数上限、従業員代表を董事にする義務

変更前	有限責任会社の董事会構成は3名以上13名以下とする。二つ以上の国有企業またその他の国有投資主体が投資した有限責任会社は、その董事会の構成員に従業員代表を入れなければならない。
変更後	有限責任会社の董事会構成は3名以上とし、その構成員の中には従業員代表を入れることができる。従業員300名以上の有限責任会社は、その董事会の構成員に従業員代表を入れなければならない。

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3798
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載



りそな銀行アジアニュース

2024年3月1日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

・執行董事の記載削除

変更前	小規模の会社は、董事会を設置しない場合、執行董事を1名設置する必要がある。その執行董事は会社の総経理を兼務することができる。
変更後	小規模の会社は、董事会を設置しない場合、董事を1名設置する必要がある。その董事は董事会の職権を行使することができる。また、その他法的条文において執行董事の名称は削除とする。

4. 出資持分譲渡制度の合理化

・出資持分の譲渡制度について

変更前	有限責任会社の出資持分の譲渡について、株主がその他株主に譲渡する場合は同意が必要である。
変更後	出資持分を株主以外の者に譲渡する場合、出資持分の譲渡に関する数量・価額・支払方式並びに期限などの事項を、書面でその他株主、同等条件のもとに優先購入権を有するその他株主に通知すること。その他株主が書面通知を得てから30日以内に回答しない場合、優先購入権を放棄するとみなす。

5. 財務制度の整備と減資・合併・抹消等の簡易手続きの導入

・欠損補填のため資本積立金※の利用について

変更前	会社の積立金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大、または会社の資本増資に用いるものとする。但し、資本積立金は会社の欠損補填に用いてはならない。
変更後	会社の積立金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大、または会社の資本増資に用いるものとする。積立金を会社の欠損に補填する場合、任意積立金、法定積立金を優先的に使用しなければならない。欠損が依然ある場合、規定に基づき資本積立金を使用することができる。

・欠損補填のため減資、また会社合併、会社の抹消手続きについて

変更前	欠損補填のため減資、また会社合併、会社の抹消手続きについて規定なし。
変更後	資本積立金を欠損の補填をした後、依然として欠損がある場合、登録資本金を減少して欠損を補填することができる。但しこれを行う際に、法定積立金と任意積立金の累計額が会社の登録資本金の50%未満の場合、会社は株主への配当ができない。資本の90%以上を親会社が出資する子会社が親会社と合併する場合、株主会の決議をせずに合併することが可能。但し、その他株主に通知が必要。その他株主は合理的な価額で該当する会社の株を買取る権利を有する。会社の債務を全部弁済できた場合、簡易手順により会社の抹消手続きを行うことが可能。中国の国家が認定している企業信用情報システム(国家企業信用信息公示系統)に、抹消通知を公告し、公告期間が20営業日満了後、相違がなければ、会社の登録機関に抹消手続きを行う。

※資本準備金との訳もありますが、本ニュースでは中国語の「公積金」の訳に則して積立金としています

現行会社法に基づくと、現在資本金が全額払い込まれてない企業が多く存在しているほか、施行時点で会社設立手続きを行っている場合、出資期限・出資金額の捉え方が異なる状況も認められる場合もあります。中国国務院が具体的な方法を今後規定すると説明していて、例えば2月6日に中国市場監督管理総局が発表した『「中華人民共和国会社法」登録資本登記管理制度の実施に関する国務院による規定(意見募集稿)』では、改正会社法の施行前に設立された会社の出資期限がさらに3年間の猶予期間を与えるなどの調整ルールを公布しています。

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3798
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載